

南相馬市の主な現状と復興に向けた広域的な課題

■ 避難指示区域の復興と再生に不可欠な復興拠点の整備について

- 準備宿泊の登録状況1,829人(平成23年3月11日時点住基人口の13%)

主な再開状況

公共施設 **H25.4 小高区役所**、H25.12生涯学習センター、H26.2 体育センター、H26.4 小高病院、
H27.4 中部運動場、老人福祉センター、H28.3 駐在所、
H28.4 保健福祉センター、コミュニティセンター、就業改善センター

金融機関 H25.3 信金、H27.11地銀(ATM)、H28.4農協 / 商業施設 H27.6 小高商工会、**H27.9 東町エンガワ商店**

郵便局 H25.4 小高郵便局 / 医療機関 H28.4 個人医院2施設 / 社協 H28.4 福祉サービスセンター

→ 南相馬市小高区復興拠点施設に対応する財源の創出が必要 (地域の実情に合わせた形での交付金の活用)



■ 南相馬市小高区への復興インターチェンジ設置及び常磐自動車道4車線化について

- 復旧・復興事業の伸展、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出及び東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の進捗等に伴い、今後さらに工事車両等の交通量の激増が懸念されることから、交通渋滞緩和が必要。
- 市民の帰還促進、企業誘致の推進及び交流人口の拡大を通じた復興の加速化並びに緊急時の避難路を確保等を通じた地域住民の安全確保を図る。

■ 地域医療の充実・確保について

(震災前とH28.2) 病院 施設数 **25%** (8→6)、**病床数 56%** (1,329→579) / 診療所 施設数 **31%** (39→27)

(震災前とH26.12) (人口10万人当たり) 医師 19% (87.91人→73.8人)、**看護師 27%** (532.00人→381.8人)

→ 医師及び看護師の確保のための措置が必要

■ 復興公営住宅入居要件の緩和について

- 避難指示解除に、復興公営住宅への入居を希望しても入居対象とならず、帰還が叶わない事態になりかねないため。

■ 有害鳥獣(イノシシ等)の処分・焼却施設整備、焼却灰処分について

- 平成28年度水稲作付目標面積1,800ha(平成22年度水稲作付面積5,030.8haの36%)

→ イノシシによる農作物等への被害は、風評被害に苦しみながら懸命に農業を再開させるべく営農している農業者にとって、大変深刻な問題であり、広域的な対策が必要。

参考：南相馬市の主な現状

【居住・人口関係】回復率：62%→66% (微増) (H24.4とH28.4)

住基人口H23.3.11		H24.4	H28.4	H28-H24
71,561	市内居住者	44,225	47,216	+2,991
	市外避難者等	27,336	24,345	2,991

【生産年齢人口】 12,975人 (H23.3 43,264→H28.3 30,289)

【有効求人倍率】 +2.04ポイント (H23.4 0.44倍→H28.2 2.48倍)

(参考：H28.2 全国1.28倍、福島県1.43倍)

【児童生徒在籍数】 (H23.4とH28.4)

小学校 +937人 (1,231人→2,168人) (参考：23年度予定数4,058人)

中学校 +445人 (845人→1,290人) (参考：23年度予定数1,963人)

【福祉関係】

要介護(要支援)認定率+2.3ポイント (13.6%→15.9%) (H23.3末とH27.12末)

(参考：H23.3末 全国16.9%、福島県16.9% → H27.12末 全国18.0%、福島県18.9%)

要支援・要介護認定者数+544 (2,761→3,305) (H23.2末とH27.12末)

介護施設(入居) 3施設 49床(15施設680床→12施設631床) (震災前と現稼働施設)

【事業所関係】 (商工会議所等会員数と再開会員数)

	原町商工会議所	鹿島商工会	小高商工会	合計
26年4月1日現在 会員数(A)	1,312	324	353	1,989
23年10月23日現在 再開会員数	約780	248	92 (市内で再開46)	約1,120
26年4月1日現在 再開会員数(B)	約1,050	約300	183 (市内で再開130)	約1,533
再開率(B/A)	80%	93%	52% (市内で再開37%)	77%

除染実施範囲
地域区分



除染計画目標値(3年間)

追加被ばく線量 60%低減

子どもの生活圏 60%低減
をさらに上回る

将来目標

追加被ばく線量 年間1mSv以下

除染方針

線量の高い地域から順に実施



■ 除染の効果 —住宅・事業用建物等(高倉)

空間線量率 測定結果(住宅)
玄関前データ(109点)

除染前

1.08μSv/h

除染後

0.55μSv/h

49.1%減

■ 仮置場設置の状況

仮置場については、放射線量の高低や地区特性を勘案し、市内に分散して数箇所に設置。

仮置場設置は圃場内が多いため、営農再開の阻害要因となっている。
仮置場から中間貯蔵施設への搬出までに相当の期間を要するため、仮置場の土地借上げに係る契約更新に当たり、地権者の理解が得られず、契約更改ができないリスクがある。

- ◇特定避難勧奨地点等を含む地域
(内巻、馬場、押釜、高倉、大谷、大原、楢原及び上飯室)
除去土壌等を他の地域に搬入することが困難なため、仮置場が確保された行政区等から除染を実施
→ (行政区単位に、仮置場を設置)
- ◇概ね年間5mSv超を含む地域
(太田地区、石神地区、上真野地区)
当該地区単位でそれぞれ一面程度設置したうえで除染を実施
→ (昭和の合併前の村単位に仮置場を設置)
※地域の実態に応じて分散設置にも対応(石神地区4箇所)
- ◇上記以外の地域
(原町地区、大妻地区、高平地区、鹿島地区、真野地区、八沢地区)
→ 原町区については、当初候補地として選定したグリーンパークを仮置場として除染を計画
鹿島区については、海岸部に仮置場を設置し除染を計画

